

社会福祉法人緑風会役員の報酬等の支給に関する基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑風会（以下「本法人」という。）定款第23条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給に関する必要事項について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第16条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 業務執行理事 理事会の議決により、理事長以外の理事であって法人の特定の業務を執行させるために選任した理事をいう。
- (3) 報酬 理事又は監事の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わないものとする。
- (4) 費用 前項に規定する理事又は監事の職務の遂行に伴い発生する交通費（駐車料金を含む。）、研修費（教材費、情報交換参加費等を含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、役員に対しそれぞれの職務執行の実態に応じ、その対価として別表第1「理事及び監事の報酬支給基準」に基づき報酬を支給するものとする。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支給しないものとする。

- 2 監事が、同一日に開催された理事会及び評議員会に出席し、かつ同日に併せて監事業務を行った場合についても、当該監査にかかる報酬は支給しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しないものとする。ただし、職員としての勤務時間の時間外に開催される理事会等に出席した場合にあつては、日額報酬を支給することができるものとする。
- 4 役員に対し生涯設計前払金を支給することができる。生涯設計前払金は役員にかかる確定拠出年金の実施に関する規程により支給する。
- 5 前3項及び4項の規定の基づき役員に支給される各年度の報酬の総額は、理事については4,500,000円、監事については1,500,000円を超えてはならない。

(役員に対する費用弁償の支給)

第4条 役員が、理事会及び評議員会に出席したとき並びに法人業務に携わった場合（理事又は監事に対する研修、会議等への出席を含む。）において、当該業務に付随して通信費、物品輸送費、雑費等の費用を支出したときは、その用途を明記した領収書等に基づき実費相当額の費用弁償を支給するものとする。ただし、交通費に係る費用弁償については、別表第2「理事及び監事の交通費に係る費用弁償支給基準」に基づき支給するものとする。

- 2 役員が、理事会に出席し、かつ同一日、同一場所で開催された評議員会に出席した場合及び監事が当該日、当該場所において監事業務を行った場合については、評議員会出席及び監査実施に係る交通費相当の費用弁償は併給支給しない。
- 3 監事が、本法人及び本法人が運営する施設等に対する監督官庁が行う指導検査への立会及び監事自ら運営状況の指導又は監査指導を行った場合において、当該業務に携わった時に支出した印刷製本費、通信費、物品輸送費、雑費等の費用は、その用途を明記した領収書等に基づき実費相当額の費用弁償を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人（同人が、死亡により退任した場合にあっては、その遺族）に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

(源泉所得税の控除)

第6条 第3条第1項及び第2項に基づき支給される報酬の支払額は、当該報酬額に係る源泉所得税額を控除して得た額とする。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(役員の職務証跡)

第8条 役員は、法人職務証跡資料として、出席した理事会等の議事録への署名若しくは記名押印又は出勤簿への押印を行うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行われなければならない。

附 則

この規程は、平成29年 6月28日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月 9日から施行し、この規程による改正後の社会福祉法人緑風会役員の報酬等の支給に関する基準第3条第4項の規定は、平成29年6月28日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7年 3月21日から施行し、この規程による改正後の社会福祉法人緑風会役員の報酬等の支給に関する基準第3条第4項の規定は、令和7年3月1日から適用する。

別表第1 理事及び監事の報酬支給基準

名 称	報 酬	費 用 弁 償 (交通費を除く。)	備 考
非 常 勤 理 事	理事会等会議への出席 日額 10,000 円	実費相当額	
	上記の他、法人・施設業務のための出勤 日額 15,000 円		
業 務 執 行 理 事	理事会等会議への出席 日額 10,000 円	実費相当額	
	上記の他、法人・施設業務のための出勤 (1) 1日4時間以内の場合 日額 15,000 円 (2) 1日4時間超6時間以内の場合 日額 20,000 円 (3) 1日6時間超の場合 日額 25,000 円		

非 常 勤 監 事	理事会等会議への出席 日額 10,000 円	実費相当額	
	上記の他、法人・施設業務のための出勤 (1) 財務監査指導 ・ 1日4時間以内の場合 日額 20,000 円 ・ 1日4時間超8時間以内の場合 日額 50,000 円 (2) 事務・業務運営監査指導 ・ 1日4時間以内の場合 日額 10,000 円 ・ 1日4時間超8時間以内の場合 日額 30,000 円 (3) 監督官庁が行う指導検査への立会 ・ 日額 10,000 円		

別表第2 理事及び監事の交通費に係る費用弁償支給基準

名 称	金 額	支給額算定要件	備 考
理事会等出席交通費	① 交通機関利用の場合 運賃相当額 ② 自家用自動車等利用の場合 1 kmにつき20円 ③ 交通機関と自家用自動車等併用利用の場合 ①と②の合計額	自宅から理事会等の会場までの最も経済的な通常の経路及び方法によったものとして計算する。 ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	
上記の他、法人・施設業務のための出勤交通費	同 上	同 上	